

平成二十年九月二十五日提出  
質問 第二四号

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

## 後期高齢者医療制度に関する質問主意書

後期高齢者医療制度については、舛添要一厚生労働大臣が見直しの方針を示している。そこで以下お尋ねする。

一 厚生労働大臣は、「七五歳以上」などの年齢で分けしない旨の見直しを表明しているが、後期高齢者医療制度廃止後の制度は年齢で一切、分けしない制度となるのか。

また、年齢で区切らない制度としては、どのような制度が想定されるか。

二 厚生労働大臣は、年金からの保険料天引きはしない旨の見直しを表明しているが、後期高齢者医療制度廃止後の制度は年金からの保険料天引きはしない制度となるのか。

三 厚生労働大臣が見直しとして示している、世代間の反目を助長しないということは、実際はどのような制度として反映されるのか。

四 後期高齢者医療制度の広報にかかった費用は累計でどのくらいか。また、制度発足直後の見直しにあたって、これらの費用はムダ遣いであったとお考えか。

五 厚生労働大臣は、テレビ番組で、新制度は早ければ二〇〇九年四月からスタートするという趣旨の発言

をされている。本当か。

六 後期高齢者医療制度については、広域連合など地方公共団体の役割が大きいが、今回の見直しにあたって、広域連合等の意見は聞いたか。聞いたとすれば、どのような意見があったのか。

以上、実態を把握し、明らかにした上で、内閣の見解を問う。

いつものように質問番号を束ねて、雑な答弁をするのではなく、質問番号ごとに誠意をもった答弁を頂くよう願います。

右質問する。